

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN
 社会保険労務士 武用 貫次
 〒573-0013
 大阪府枚方市星丘1-26-14
 電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291
 e-mail：kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

リモート採用、7割が導入～日本マンパワー調査から

マンパワーグループが行った企業の人事担当者を対象とした「リモート採用の導入・実施状況」調査（2022年1月実施）の結果によると、リモート採用を行っている企業は約7割となっています。

リモート採用では、企業説明会、採用面接、内定者フォロー、適性検査などが行われています。

◆リモート面接は中小企業でも

同調査は、企業規模別の結果は出ていないようですが、会社説明会のような大規模なものでもなく、最終面接以外の面接にはリモートを活用しているという企業は多いようです。遠方からの応募が増えるといった効果もありますので、中小企業でも導入は増えつつあるようです。

◆やはり最終面接は直接面接

コロナ禍の初期には、最終面接までリモートで行うといった企業が多かったようです。しかし、コロナ禍が落ち着き始め、マスク着用の緩和等の話題も出てきており、今後は対面での面接が増えるものと思われます。

同調査でも、「最終面接以外の面接」はリモートで行っているという企業が84.3%ありました。やはりリモートだけでは、応募者の実際の人柄はつかみにくいようです。

◆気を付けたいこと

リモート面接をする側として気を付けたいことは、面接者にしてほしくないこととほぼ同じです。

- ・緊張感がない。パソコンの操作等をして集中していない。
 - ・表情や声などニュアンスが伝わらない。声が小さくて聞こえない。
 - ・使用する機器や回線速度のせいで接続が不安定になる。
- などでしょう。面接の手際の悪さなどはリモートでする・

しない以前の話ですから、面接する側もしっかりと予行演習をしておきましょう。

【マンパワーグループ「リモート採用の導入・実施状況」調査】

<https://www.manpowergroup.jp/client/jinji/surveydata/20220516.html>

自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」の新規受付が始まります

国土交通省は6月8日、自動車運送事業者による職場環境の改善努力を「見える化」した「働きやすい職場認証制度」の新規受付を9月16日から11月15日まで受け付けると発表しました。

この制度は令和2年8月から国土交通省と厚生労働省の連携により始まったものです。正式名称を「運転者職場環境良好度認証制度」といい、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として創設されました。

その目的は、職場環境改善

に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、求職者の運転者への就職を促進することです。

◆認証マークの種類

一つ星、二つ星、三ツ星の3種類があります。初回は一つ星に挑戦することができ、取得すれば次は二ツ星、最後に三ツ星といった順番で取得できます。三ツ星を獲得した事業者の方がより厳しい基準をクリアしていることになりまますので、自社の労働環境の良さを外部にアピールすることが可能です。

なお、9月16日から11月15日まで受け付けるのは一つ星の新規受付であり、2020年度に一つ星を取得した事業者の申請は12月に受付を開始します。

◆認証対象

バス（乗合、貸切）、タクシー、トラック事業者

◆申請受付、審査、認証等の実施機関

国土交通省の指定を受けた認証実施団体である一般財団法人日本海事協会

◆審査要件

法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成の5分野について基本的な取組要件を満たすこと。

◆料金

審査料：5万円（税別）／1申請あたり

※インターネットによる電子申請の場合、3万円（税別）に

割引

登録料：6万円（税別）／1申請あたり

【一般財団法人日本海事協会「自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」】
<https://www.untenshashokuba.jp/>

7月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

11日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限 [年金事務所または健保組合] <7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付 <1月～6月分> [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 [公共職業安定所] <前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限 <年度更新> [労働基準監督署]
- 労働保険料の納付 <延納第1期分> [郵便局または銀行]

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請 <6月30日の現況>の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況

報告書の提出 [公共職業安定所]

8月1日

- 所得税予定納税額の納付 <第1期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出 [労働基準監督署] <休業4日未満、4月～6月分>
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付 <第2期> [郵便局または銀行]
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

～当事務所より一言～

今年も早くも半分過ぎました。やろうとっていて出来てないことが多いです。

残り半分で盛り返していきたいです。

でも無謀にも50過ぎで運動神経ないのにゴルフに挑戦中です。球に当たらないのが悩みレベルですけど

ど 🍀 スコッ 🍀